

北砂三・四・五丁目地区



共催：江東区・東京都

# 平成28年度 不燃化セミナー

日時：平成29年1月21日(土)

午後2時00分～4時00分

場所：江東区砂町文化センター  
2階 第4・6会議室  
(東京都江東区北砂5-1-7)

定員40名程度

交通：都営バス「北砂二丁目」下車

協力：日本FP協会東京支部

問合せ：江東区都市整備部 地域整備課  
電話番号 03-3647-9491



参加  
無料



先着順で非常食など  
プレゼント!

防サイくんも来るよ! 東京防災公式キャラクター  
「防サイくん」

内容：講演会

## ◆土地を有効活用した建替えのポイント

むらじ たけお

講師：連 健夫氏

建築家、一級建築士、一級施工管理技士  
首都大学東京・早稲田大学非常勤講師

小さな  
土地でも!



同時開催

専門家による建替え相談会

午後2時00分～4時00分 (お一人さま1回30分程度)

建替えや資金計画、融資制度などお得な支援制度について専門家がお答えします。

- ファイナンシャルプランナー (資金計画に関する専門家)
- 住宅金融支援機構 (融資に関する専門家)
- 不燃化協力員 (建替えに関する専門家)

など

※当日午後1時45分より会場にて整理券を配布いたしますので、直接会場までお越しください。

災害に強い住宅の  
事例紹介コーナー  
パンフレットを差し上げます!



ご存じですか?



# 不燃化特区の支援メニュー

北砂三・四・五丁目地区では、平成33年3月末日までの期間限定で、「不燃化特区」による特別の支援を行っています。下記助成をご利用の際は、取り壊す前に区の認定が必要です。事前にご相談ください。

## ① 戸建建替え助成・共同住宅建替え助成

個人又は中小企業者等が耐火建築物又は準耐火建築物の住宅等に建替える場合、解体除却、建築設計及び工事監理に要する費用に対して助成します。

〔助成の対象となる戸建建替え〕

- ・自己所有の老朽建築物から自己所有の住宅(耐火建築物又は準耐火建築物)への建替え

〔助成の対象となる共同住宅建替え〕

- ・自己所有の老朽建築物から自己所有の共同住宅等(耐火建築物又は準耐火建築物)への建替え

〔支援の内容〕

- ・建替えに要した費用の助成

ア. 老朽建築物の除却等に要した費用の助成  
上限210万円(1棟当たり)

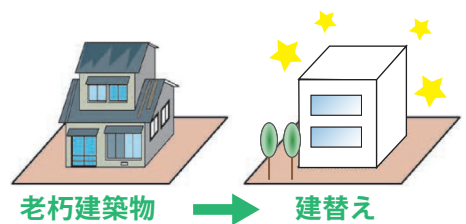
イ. 新しい住宅の建築に要した費用(設計費、工事監理費)の45/100の助成  
上限90万円(戸建)、上限180万円(共同住宅)

- ・固定資産税・都市計画税の全額減免(最長5年間)

〔助成の対象となる老朽建築物〕

- ・耐用年数の2/3を超えた建築物(※)

※耐用年数の2/3：木造15年、鉄骨造23年、鉄筋コンクリート造32年



対象範囲(北砂三丁目の一部・四丁目・五丁目の一部)



## ② 老朽建築物除却助成

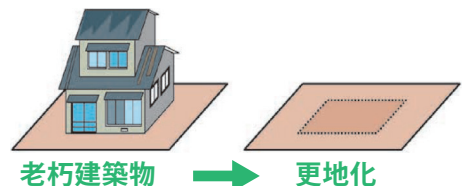
個人又は中小企業者等の所有する老朽建築物の解体除却に要する費用に対して助成します。

〔助成の対象となる老朽建築物〕

- ・昭和56年以前の建築物

〔支援の内容〕

- ・老朽建築物の除却等に要した費用の助成 上限210万円
- ・固定資産税・都市計画税の減免(最長5年間)



その他にも支援メニューがございますので、お気軽にご相談下さい。

### ◆不燃化特区制度に関すること

江東区 都市整備部 地域整備課

電話番号 03-3647-9491 FAX 03-3647-9009 メールアドレス [tiikiseibi@city.koto.lg.jp](mailto:tiikiseibi@city.koto.lg.jp)

### ◆固定資産税等の減免について

江東都税事務所 固定資産税係

電話番号 03-3637-7121 (代表)

ホームページもご確認ください



江東区 不燃化特区

検索